

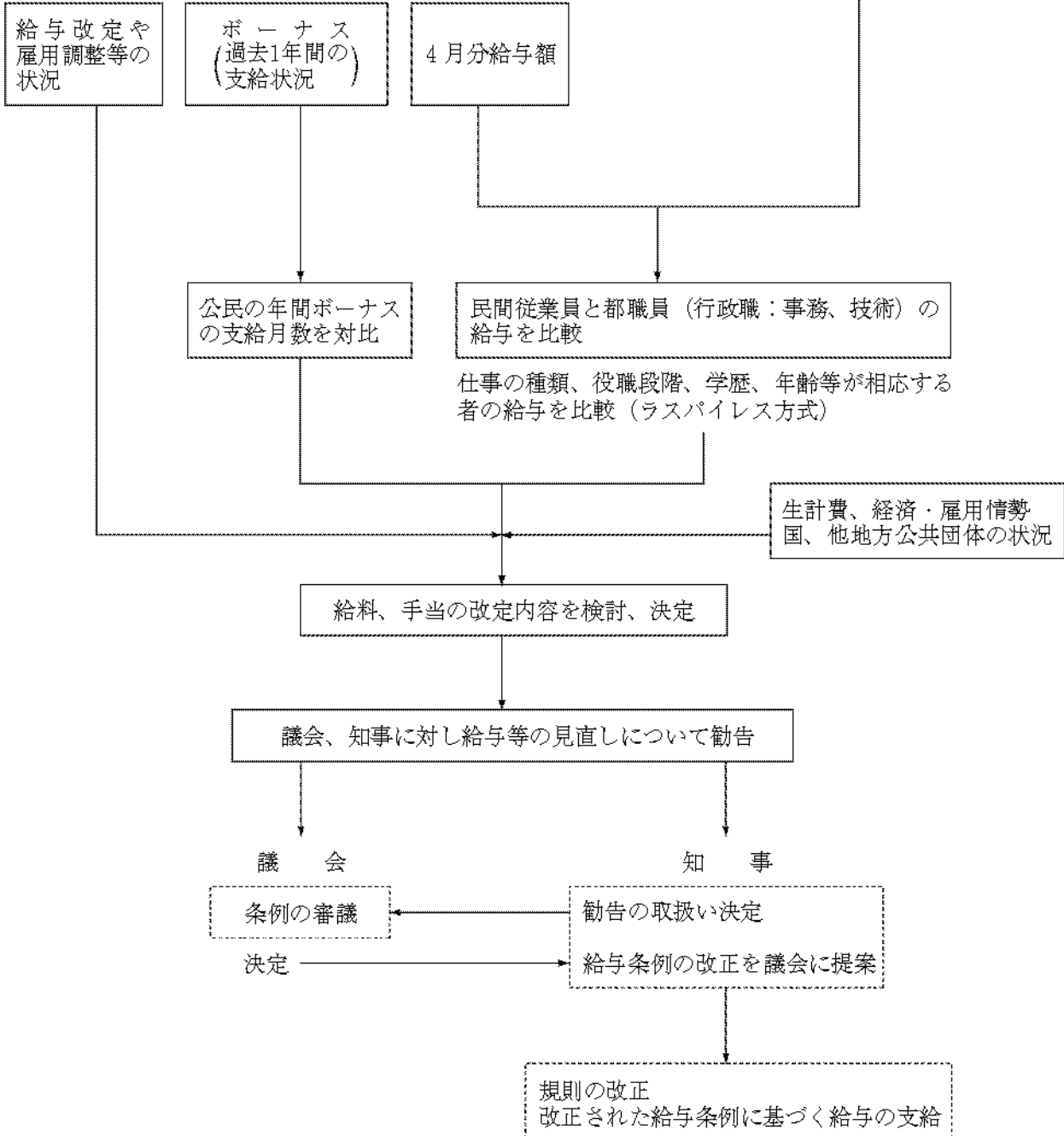
給 与 勧 告 の 手 順

民間従業員の給与実態調査

都内970事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上）約5万6千人を調査

都職員給与実態調査

行政、公安、教育職など約15万7千人を調査
（4月分給与額）



(注) 人事委員会勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定のしくみが設けられているのは、

- ① 公務は、営利を目的とせず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと
- ② 政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与の確保が必要なこと
- ③ 税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と協力を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること

等の理由によるものである。